

## 横浜市相談支援事業所運営支援費交付要綱Q & A

No	【質問】	【回答】
1	来年度も補助金を受けることができるのか	平成30年度のみでの事業です。来年度以降の交付予定はありません。
2	これから事業所を開設しようと考えているが、補助金を受けることはできるのか	すでに開設している事業所だけではなく、これから開設予定の事業所についても、要件を満たしていれば、対象となります。
3	法人で複数の相談支援事業所を開設しているが、法人で1人、相談支援専門員を増員すれば対象となるのか	事業所単位で判断します。要件を満たした事業所に対して交付します。
4	事業所の異動や統廃合による相談支援専門員の増員でも対象となるのか。	異動や事業所の統廃合により、それまでの契約者に支障をきたさないようにしてください。 その利用者とは別に、新規の契約者の件数の要件を満たしていれば、対象となります。
5	常勤専従の相談支援専門員1人だけでは、対象にならないのか	①30年3月以前の指定事業所 増員が要件になります。 ②30年4月以降の指定事業所 常勤専従の相談支援専門員以外に、最低0.5人以上当該事業所に勤務する相談支援専門員が1人以上必要です。
6	新規の契約とは何を指すのか。	これまで、計画相談を利用されたことがない方との契約を指します。事業所変更などは対象外になります。
7	要件の45件には、モニタリングの実施も含めていいのか。	要件の45件は、新規の契約件数になります。毎月の請求件数などとは関係ありません。
8	要件の45件は、運営支援費の対象となる相談支援専門員が全て担当しなくては行けないのか。	45件の新規契約は、事業所単位での件数と考えます。
9	これまで非常勤だった相談支援専門員を常勤にする場合でも対象となるか	その他の要件を満たしたうえで、専従であれば対象となります。
10	補助金の支払時期はいつ頃になるのか	平成30年度末ごろ（3月末ごろ）を予定しています。
11	申請すれば必ず補助を受けられるのか	要件の確認のための審査を行います。要件を満たしていれば対象となります。
12	補助金を受けた後に、やむを得ない事情により要件を満たせなくなってしまった場合は、補助金を返還しなくては行けないか	基本的には返還となります。そのような事態が発生しそうになった場合は、まずご連絡ください。
13	計画通りに、新規の利用者を増やすことができなかった場合はどうなるのか	基本的には返還となります。そのような事態が発生しそうになった場合は、まずご連絡ください。
14	補助金の申請時期はいつか	平成31年1月4日～1月15日までです。それ以降の受付は致しませんのでご注意ください。
15	専従とはどこまでを言うのか	基本的には、相談支援事業のみをご担当いただくことを要件としています。ただし、同一敷地内で指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所を行っている場合は、兼務が可能です。
16	同一敷地内とはどこまでを指すのか	同じ建物、もしくは建物を挟まない隣接した建物までと考えます。
17	提出先はどこか	〒231-0021 横浜市中区日本大通18番地 KRCビル6階 横浜市健康福祉局障害福祉部障害福祉課地域活動支援係宛 になります。
18	提出方法は	基本的には郵送してください。ご持参いただいても、その場で書類の確認などは行えません。（書類の内容についての確認などは後日ご連絡いたします。）